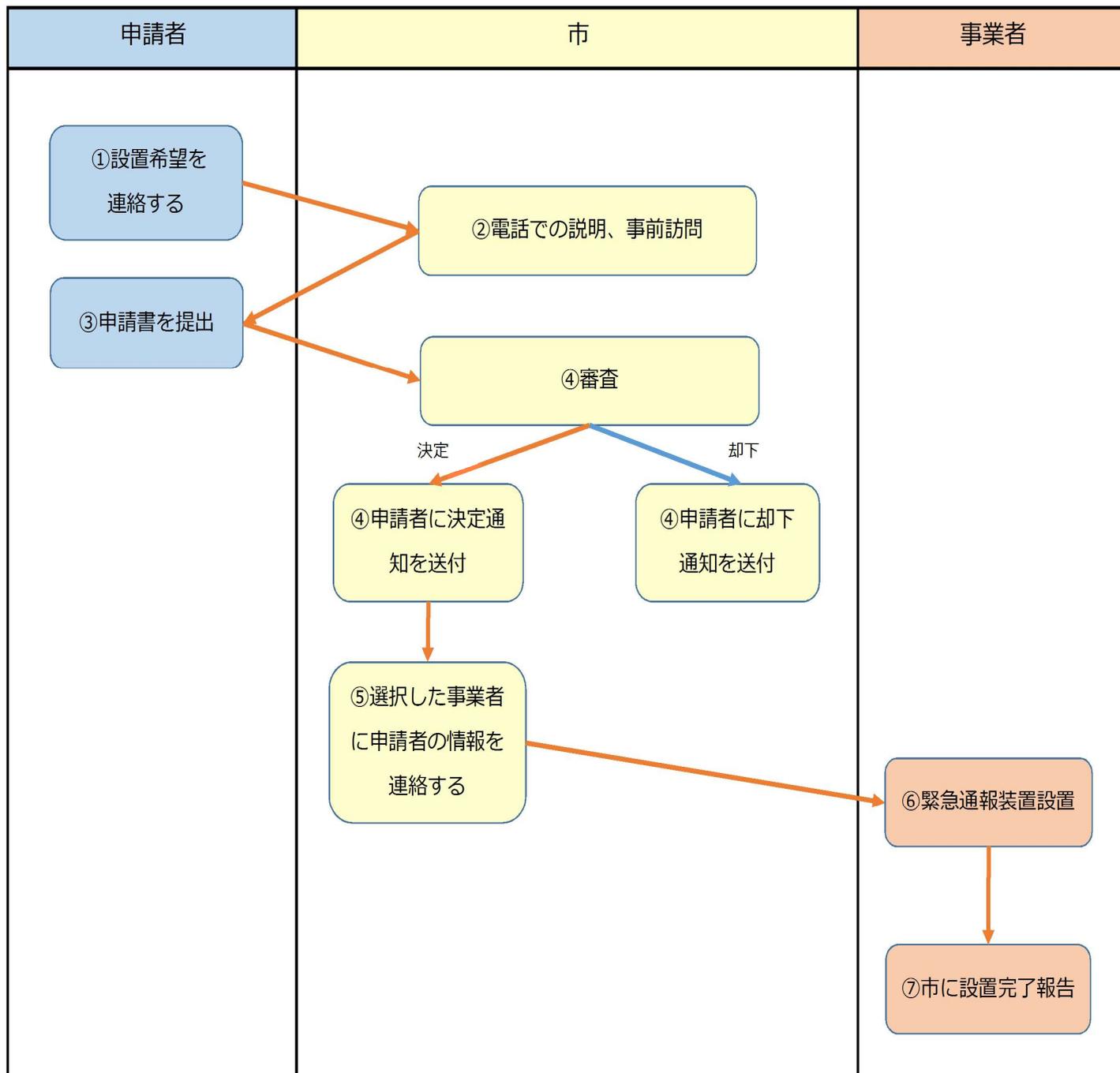


「三豊市緊急通報装置貸与事業」申請フロー②



留意点

- ※設置希望の連絡については、担当地区の民生委員やケアマネジャーが代理で行うことができます。
- ※申請に必要な書類は、②の事前訪問の際にお渡しします。また、HPからダウンロードすることもできます。
- ※③の申請の際には、申請書及び承諾書が必要です。
- ※⑦の完了報告には、報告書と設置部分が把握できる写真が必要です。